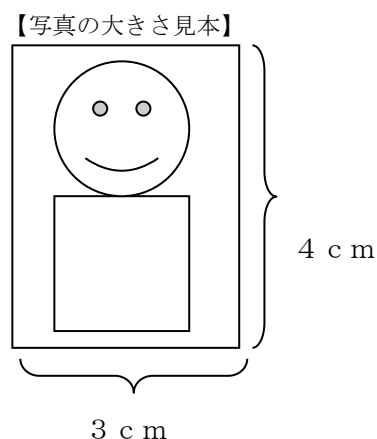


## 精神障害者保健福祉手帳の申請のご案内

### 必要書類

- 申請書
- 「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」または「年金証書の写し」
  - \* 診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過している必要があります。
  - \* 精神障害のため、障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに「年金証書の写し」等で申請することができます。障害の種類や等級を社会保険事務所等に照会することがありますので、同意書の記入をお願いします。
- 現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）
- 本人の写真
  - \*（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもので、脱帽、上半身を写したもの）
- 診断書助成の申請書と領収書
  - \* 診断書料を3,000円を限度に助成します。文書料又は診断書料と明記された領収書の原本（コピー不可）を提出してください（生活保護世帯を除く）。
  - \* 通帳・キャッシュカード等の口座番号が確認できるものをお持ちください。
- 申請者の個人番号カードなど、個人番号を確認できるもの
- 精神保健福祉手帳の様式について



\* 記載事項の変更・再交付は、内容により必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

### 有効期間について

手帳の有効期限は原則として2年間です。更新手続きは有効期限の3か月前からできます。（例：有効期限が令和4年6月30日→令和4年4月1日から申請可能）期限が切れる前に手続きをしてください。なお、こちらから更新のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

問合せ先

小金井市福祉保健部自立生活支援課  
相談支援係（市役所第二庁舎2階）

電話 （042）387-9841